平成２７年（フ）第５３４号
千葉県松戸市五香南３丁目16番地の12　ときわハイツ103号
債務者　佐々木敏文
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０５号
住居不定、最後の住民票上の住所千葉県野田市東金野井1191番地の19
債務者　村田　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２２７号
千葉県我孫子市南青山33番地の２
債務者　小菅千絵美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７号
茨城県日立市南高野町２丁目16番４号
債務者　石井喜代子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第５１号
茨城県日立市十王町友部東４丁目４番地７（サン・コートＫ　Ａ103号）、前住所茨城県日立市会瀬町２丁目18番６－103号
債務者　鈴木　和宏
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２８８号
神奈川県厚木市三田南１丁目７番７号　アンジェラス205
債務者　石黒由美子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９５号
神奈川県平塚市四之宮７丁目10番24－３号　メゾンサンライトＥ－201号
債務者　山口　勝美
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９７号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目２番15号　鶴巻スターハイツ　102号
債務者　片桐　清子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３１４号
神奈川県伊勢原市岡崎6522番地の１
債務者　平澤こず恵
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４８６号
名古屋市中川区十番町３丁目15番地の１　パールシティ88　401号、従前の住所名古屋市熱田区六番１丁目４番24号
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６号
広島県福山市入船町１丁目４番７号
債務者　岡本　美雪
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第３７号
広島県福山市入船町１丁目４番７号
債務者　岡本　華子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７３号
広島県福山市三吉町４丁目10番５－８号
債務者　那波　泰造
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６９号
青森市千刈１丁目９番４号　斉藤方
債務者　石岡　公裕
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
神奈川県厚木市旭町４丁目２番21号
債務者　岡部　紀一
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２５５号
神奈川県平塚市大神2618番地の３　リバーサイドＡＯＫＩ　103号、前住所神奈川県平塚市立野町２番32－401号　ウインベルソロ平塚第６
債務者　中村　誠二
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２９０号
神奈川県小田原市蓮正寺966番地の９　サユリマンション102
債務者　西村　将志
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部